

信州やまなみ国スポ飯島町実行委員会

# 設立総会・第1回総会



日時：令和7年8月22日(金) 午後7時00分～

場所：飯島町役場 2階 防災集会室

# 信州やまなみ国スポ飯島町実行委員会

## 設立総会・第1回総会資料 目次

### ■ 設立総会

○ 次 第 .....	3
○ 説明事項	
1 第82回国民スポーツ大会『信州やまなみ国スポ』の概要 .....	4
2 第82回国民スポーツ大会『信州やまなみ国スポ』の開催準備経過 .....	8
3 第82回国民スポーツ大会『信州やまなみ国スポ』開催に向けたスケジュール .....	9
○ 議 題	
第1号議案 信州やまなみ国スポ飯島町実行委員会 設立趣旨（案） .....	10
第2号議案 信州やまなみ国スポ飯島町実行委員会 会則（案） .....	11
第3号議案 信州やまなみ国スポ飯島町実行委員会 委員・役員等（案） .....	16

### ■ 第1回総会

○ 次 第 .....	18
○ 議 題	
第1号議案 第82回国民スポーツ大会『信州やまなみ国スポ』 飯島町開催基本方針（案） .....	19
第2号議案 信州やまなみ国スポ飯島町実行委員会 令和7年度事業計画（案） .....	20
第3号議案 信州やまなみ国スポ飯島町実行委員会 令和7年度収支予算（案） .....	21
第4号議案 信州やまなみ国スポ飯島町実行委員会 総会から常任委員会への委任事項（案） .....	22
○ 報告事項	
・ 信州やまなみ国スポ飯島町実行委員会事務局規程について .....	23

# 設立総会

**信州やまなみ国スポ飯島町実行委員会  
設立総会 次第**

1. 開 会

2. あいさつ

飯島町長 唐澤 隆

3. 説明事項

- 1 第 82 回国民スポーツ大会『信州やまなみ国スポ』の概要
- 2 第 82 回国民スポーツ大会『信州やまなみ国スポ』の開催準備経過
- 3 第 82 回国民スポーツ大会『信州やまなみ国スポ』に向けたスケジュール

4. 仮議長選出

5. 議 事

- 第 1 号議案 信州やまなみ国スポ飯島町実行委員会 設立趣旨（案）
- 第 2 号議案 信州やまなみ国スポ飯島町実行委員会 会則（案）
- 第 3 号議案 信州やまなみ国スポ飯島町実行委員会 委員・役員等（案）

6. その他

7. 閉 会

## 説明事項 1

# 第 82 回国民スポーツ大会『信州やまなみ国スポ』の概要

## 1 概要

国民スポーツ大会（旧国民体育大会）は、都道府県対抗、各都道府県持ち回りで毎年開催されている国内最大のスポーツの祭典で、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的としています。

昭和 21 年（1946 年）に京都府を中心に第 1 回大会が開催され、昭和 36 年（1961 年）からは、スポーツ振興法（平成 23 年（2011 年）からスポーツ基本法）に基づく重要行事の一つとして、日本スポーツ協会・文部科学省・開催地都道府県の三者共催で行われ、昭和 63 年（1988 年）の第 43 回京都大会から二巡目に入っています。令和 5 年（2023 年）鹿児島県の特別大会まで「国民体育大会」の名称で開催され、令和 6 年（2024 年）佐賀県の第 78 回大会からは「国民スポーツ大会」に名称が変更になりました。

## 2 主催

大 会： 公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、開催都道府県の 3 者

競技会： 上記に、各公益財団法人日本スポーツ協会加盟競技団体、会場地市町村を加えた 5 者

## 3 実施方式

(1) 冬季大会と本大会の「正式競技」の得点の合計を競う都道府県対抗方式で開催

(2) 男女総合成績 1 位に「天皇杯」、女子総合成績に「皇后杯」が授与

## 4 大会の開催時期

開催時期： 9 月中旬から 10 月中旬まで

開催期間： 11 日間以内

## 5 長野県の大会概要

◆ 大 会 名 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会

◆ 大 会 期 令和 10 年（2028 年）10 月 1 日（日）から 10 月 11 日（水）までの 11 日間  
一部の競技は会期前競技として 9 月上旬から実施されます。

◆ 愛 称 信州やまなみ国スポ・全障スポ

**趣 旨**：日本の屋根と呼ばれ、多くの美しい山々を有する長野県。大会に関わるすべての人が、信州の山脈のようにつらなり、手を取り合い、未来へとつながる大会を目指します。

◆ スローガン 行こう。それぞれの頂へ。

**趣 旨**：頂点を目指すだけが大会の意味ではなく、それぞれにそれぞれが想うゴールがあります。選手や観戦する人、ボランティアなど、大会に関わるすべての人が、自分の思い描く頂（いただき）を目指す様子をイメージしています。

行こう。それぞれの頂へ。



信州やまなみ国スポ・全障スポ

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会

## 6 実施予定競技

区 分	競 技 名			
正式競技 (37 競技)	陸上競技	バスケットボール	相 撲	スポーツクライミング
	水 泳	レスリング	フェンシング	カヌー
	サッカー	セーリング	柔 道	アーチェリー
	テニス	ウエイトリフティング	ソフトボール	空手道
	ローイング (ボート)	ハンドボール	バドミントン	クレール射撃
	<b>ホッケー</b>	自転車	弓 道	ボウリング
	ボクシング	ソフトテニス	ライフル射撃	ゴルフ
	バレーボール	卓 球	剣 道	トライアスロン
	体 操	軟式野球	ラグビーフットボール	銃剣道
	なぎなた			
公開競技 (8 競技)	綱 引	ゲートボール	武術太極拳	パワーリフティング
	バウンドテニス	エアロビック	スポーツチャンバラ	ダンススポーツ
特別競技 (1 競技)	高等学校野球			
デモンストレーションスポーツ (17 競技) 2025 年 4 月現在	マレットゴルフ	少林寺拳法	スポーツウエルネス吹矢	スマートフェンシング
	森林セラピー	チャレンジフェスティバル～小中学生のためのスポーツ交流会～		
	スポーツフェスティバル	テコンドー	<b>囲碁ボール</b>	駅 伝
	フロアホッケー	ボルダリング	日本拳法	ポッチャ
	飯綱町スポーツレクリエーション	ヒップホップダンス	ニュースポーツイベント	

### 参 考

- **正式競技** : 都道府県対抗の得点対象(天皇杯・皇后杯対象競技)となる競技。
- **公開競技** : 都道府県代表の参加により中央競技団体主導で開催するもの。  
都道府県対抗の得点対象とはならない。
- **特別競技** : 高等学校野球。都道府県対抗の得点対象とはならない。
- **デモンストレーションスポーツ**  
開催県内在住者を参加対象として、県・会場地市町村・県競技団体等が開催合意した競技種目を開催。都道府県対抗の得点対象とはならない。

※ 令和 10 年 1 月～2 月に、冬季大会 (正式競技 3、デモンストレーションスポーツ) が開催されます。

### 全国障害者スポーツ大会(全障スポ)について

全国障害者スポーツ大会は、国スポ開催都道府県で、国スポ終了後 3 日間の会期で開催されます。飯島町での開催競技はありませんが、機運醸成や情報発信に努めます。

# 信州やまなみ国スポ 競技会場地市町村

正式 国スポ 正式競技(本大会)      冬季 国スポ 正式競技(冬季大会)  
公開 国スポ 公開競技                      特別 国スポ 特別競技

(2025年4月現在)

**白馬村**  
公開 パワーリフティング

**長野市**  
正式 水泳(競泳、飛込、水球、AS)  
正式 サッカー  
正式 体操(競技)  
正式 バスケットボール  
正式 ライフル射撃(CP)  
正式 ポウリング  
冬季 スケート(スピード、フィギュア)  
特別 高等学校野球(硬式)

**飯山市**  
正式 カヌー(スプリント)  
冬季 スキー

**信濃町**  
正式 水泳(OWS)

**山ノ内町**  
公開 スポーツチャンバラ

**中野市**  
正式 剣道

**須坂市**  
正式 体操(トランポリン)

**千曲市**  
正式 体操(新体操)  
正式 ハンドボール

**上田市**  
正式 ハンドボール  
正式 ソフトテニス  
正式 軟式野球  
正式 ラグビーフットボール

**東御市**  
正式 ボクシング  
正式 ハンドボール

**小諸市**  
正式 レスリング

**軽井沢町**  
正式 ゴルフ  
冬季 アイスホッケー  
公開 パウンドテニス

**佐久市**  
正式 軟式野球  
正式 柔道  
正式 アーチェリー  
正式 空手道  
公開 武術太極拳

**松本市**  
正式 陸上競技  
正式 サッカー  
正式 テニス  
正式 バレーボール(6人制)  
正式 自転車(トラック)  
正式 軟式野球  
正式 なぎなた  
公開 ゲートボール  
公開 エアロビック

**大町市**  
正式 サッカー  
正式 バレーボール(6人制)  
正式 スポーツクライミング

**安曇野市**  
正式 バレーボール(6人制)  
正式 ウェイトリフティング  
公開 ダンススポーツ

**塩尻市**  
正式 バドミントン  
正式 銃剣道

**木曾町**  
正式 相撲

**辰野町**  
正式 クレー射撃

**箕輪町**  
正式 フェンシング

**駒ヶ根市**  
正式 ホッケー

**飯島町**  
正式 ホッケー

**伊那市**  
正式 ソフトボール

**飯田市**  
正式 弓道  
特別 高等学校野球(軟式)

**南牧村**  
冬季 スケート(ショートトラック)

**茅野市**  
正式 軟式野球

**下諏訪町**  
正式 ローイング  
正式 トライアスロン

**諏訪市**  
正式 セーリング  
正式 軟式野球  
正式 トライアスロン

**富士見町**  
正式 自転車(ロード)

**岡谷市**  
正式 卓球  
正式 トライアスロン  
冬季 アイスホッケー  
公開 綱引

**高森町**  
正式 バレーボール(ビーチバレーボール)  
正式 カヌー(スラローム・ワイルドウォーター)

**〈県外開催〉福井県福井市**  
正式 ライフル射撃(CP以外)

## 7 飯島町開催となる予定競技について

正式競技

# ホッケー



飯島町ご当地キャラ  
【いーちゃん】  
2028 ホッケーVer

開催会場	メイン会場：駒ヶ根市 馬住ヶ原グラウンド サブ会場：飯島町 柏木運動場
種目	少年男子・女子、成年男子・女子 ※ 種目の割り振りは未定
会期	未定（大会期中の5日間）

ホッケーは、2つのチームがフィールド上の硬球をL字型のスティックで争奪し、相手ゴールに向けてボールを打ち込み得点を競い合うスポーツです。

フィールド内に設定された「シューティングサークル」というエリア内から打たれたシュートのみ得点が認められるため、スティックを巧みに操る個人技、パスやドリブルを織り交ぜた連携により、いかにサークルまでボールを運ぶかなど、高速なボール展開によるスピーディーでスリリングな攻防が魅力です。

国スポの競技時間は、1クォーター15分×4クォーターで、1チーム11人（うち1人はゴールキーパー）で競技し、登録選手であれば、時間内に何回でも交代をすることができます。

出典：「信州やまなみ国スポ・全障スポHP」

デモンストレーションスポーツ

# 囲碁ボール



競技名	囲碁ボール（デモンストレーションスポーツ）
開催会場	飯島体育館（予定）
会期	未定 ※ 令和10年（2028年）4月1日から第82回国民スポーツ大会本大会閉会までの間で開催

碁盤に見立てた人工芝の専用マットと白黒のボール、ゲートボール用のものと同じ形状の木製スティックを用いて「五目並べ」を行うニュースポーツ。

囲碁の町・兵庫県氷上郡柏原町（現在の丹波市）にある石見神社に、囲碁の勝負によって領地争いを解決したという故事「碁掛け勝負」があることから、1992年に囲碁のまちとゆかりをアピールする町おこしとして考案された。

お年寄りから子どもまで、年齢、性別、体力を問わず、だれもが楽しめるスポーツで、途中まで負けていても最後の一球で大逆転できることもあるため、最後までプレーに手を抜けない面白さも魅力。

飯島町では、「飯島町長杯」と銘打った町の囲碁ボール大会が、令和7年3月に開催された大会で14回目を迎えるほど、飯島町の多くの皆さんに親しまれています。

説明事項 2

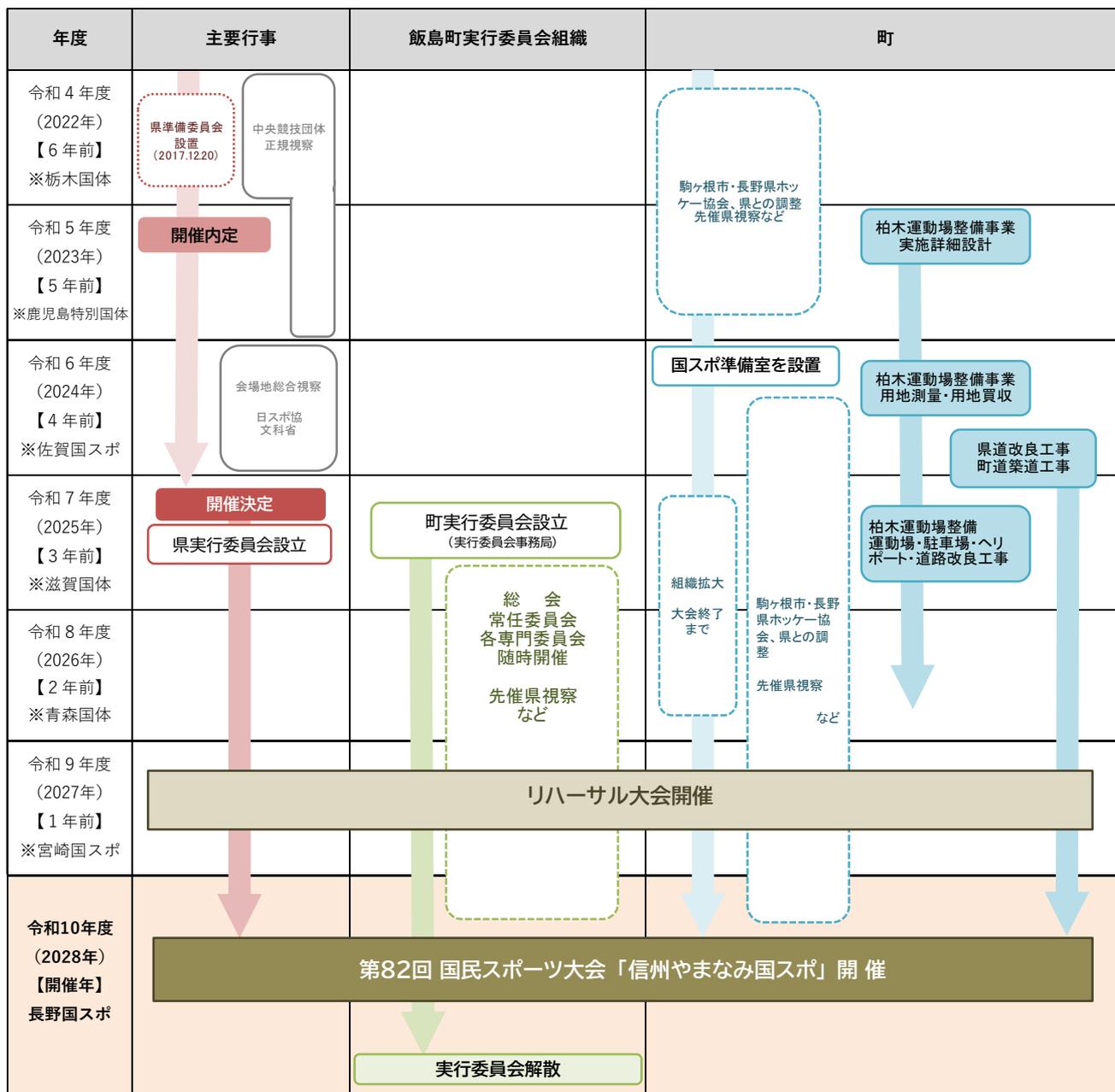
第 82 回国民スポーツ大会『信州やまなみ国スポ』の開催準備経過

年度	月	内容
平成 29 年度	5	知事、県教育長、(公財) 県体育協会専務理事、(公財) 県障がい者スポーツ協会常務理事が文部科学大臣あてに、第82回国民体育大会及び第27回全国障害者スポーツ大会開催要望書を提出
	7	(公財) 日本体育協会理事会において、2027年の第82回国民体育大会の開催地として長野県が内々定
	12	第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会設立総会・第1回総会及び第1回常任委員会を開催
令和 2 年度	6	(公財) 日本スポーツ協会、(公財) 日本障がい者スポーツ協会、文部科学省・スポーツ庁、鹿児島県の4者が、令和2年の大会開催延期に合意
	10	日本スポーツ協会国体委員会で長野県国体の1年延期が決定
令和 4 年度	2	第82回国民体育大会のホッケー(全種目)開催に伴う内諾書の提出
	5	第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会第8回常任委員会および第6回総会において、ホッケー(全種目)の駒ヶ根市及び飯島町開催が内定(会場地市町村第7次選定)
	12	中央競技団体正規視察
	1	スポーツ基本法の一部を改正する法律が施行され、令和6年の第78回佐賀県大会から「国民スポーツ大会」に名称変更
令和 5 年度	7	(公財) 日本スポーツ協会の理事会において、令和10年の第82回国民スポーツ大会の開催地として長野県が内定
令和 6 年度	4	飯島町教育委員会生涯学習係内に国スポ準備室設置
	3	第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会令和6年度臨時総会において、囲碁ボール(デモンストレーションスポーツ)の飯島町開催が内定
令和 7 年度	7	日本スポーツ協会理事会にて、2028年の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会を長野県で開催することが決定
	8	信州やまなみ国スポ飯島町実行委員会 設立総会・第1回総会

※色付きセルは町関係分

説明事項 3

第82回国民スポーツ大会『信州やまなみ国スポ』開催に向けたスケジュール



## 信州やまなみ国スポ飯島町実行委員会設立趣旨(案)

国民体育大会及び国民スポーツ大会は、昭和 21 年（1946 年）の第 1 回大会以来、我が国最大のスポーツの祭典として、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的として開催されています。

長野県においては、昭和 53 年（1978 年）に第 33 回国民大会「やまびこ国体」が開催され、飯島町のある伊那谷でも多くの市町村が競技会場となり様々な競技が開催されました。駒ヶ根市ではこの大会をきっかけに、ホッケーが根付き今日に至ります。このように、国体は長野県のスポーツ振興に大きく寄与しました。

令和 10 年（2028 年）に本県で開催される第 82 回国民スポーツ大会「信州やまなみ国スポ」は、前回のやまびこ国体からちょうど 50 年目の節目となり、当町においてはホッケー（正式競技）、囲碁ボール（デモンストレーションスポーツ）の各競技の開催が決定しています。

本大会は、町民がトップアスリートの競技に身近に触れることにより、スポーツへの関心を高め、本町の「スポーツ推進計画」に掲げる「スポーツで つなげ！ 人の輪（和） 地域の輪（和）～未来を拓くスポーツの力・価値～」の実現に向けて、大変有意義なものになると期待されるとともに、本町の豊かな自然や歴史、文化、食など様々な魅力を全国に発信する絶好の機会でもあります。

このような意義ある大会を成功に導くため、町民の総力を結集し、ここに各界代表者の参画を得て「信州やまなみ国スポ飯島町実行委員会」を設立するものであります。

令和 7 年 8 月 22 日

## 第2号議案

### 信州やまなみ国スポ飯島町実行委員会会則(案)

#### 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、信州やまなみ国スポ飯島町実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、信州やまなみ国スポにおいて飯島町で開催する競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会における実施競技に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備に係る経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関（以下「関係団体等」という。）との連絡調整に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実行委員会の目的達成に必要な事業に関すること。

#### 第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 飯島町を代表する者
- (2) 飯島町議会を代表する者
- (3) 関係機関等を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 常任委員 20名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、飯島町長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第13条第7項に掲げる事項を審議し、決定する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時にそれぞれ所属していた機関又は関係団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したもののみならず、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

(報酬及び費用弁償)

第10条 委員等並びに顧問及び参与は、無報酬とする。

2 委員等並びに顧問及び参与が会務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。ただし、総会及び常任委員会の出席に要する経費については、この限りでない。

### 第3章 会議

(会議の種類)

第11条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第12条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

- (4) 予算及び決算に関すること。
  - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
  - (6) 実行委員会の解散及び財産の処分に関すること。
  - (7) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員が、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わる場合は、出席とみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

（常任委員会）

第13条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した順序により、その職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
  - (1) 総会から委任された事項に関すること。
  - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
  - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
  - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会について準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員会から報告があった事項を次の総会に報告する。

（専門委員会）

第14条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告する。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

#### 第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

第15条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

きる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

## 第5章 事務局

(事務局)

第16条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第6章 会計

(経費)

第17条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第18条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

- 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第7章 解散

(解散)

第20条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決をもって解散するものとする。

- 2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、飯島町に帰属するものとする。

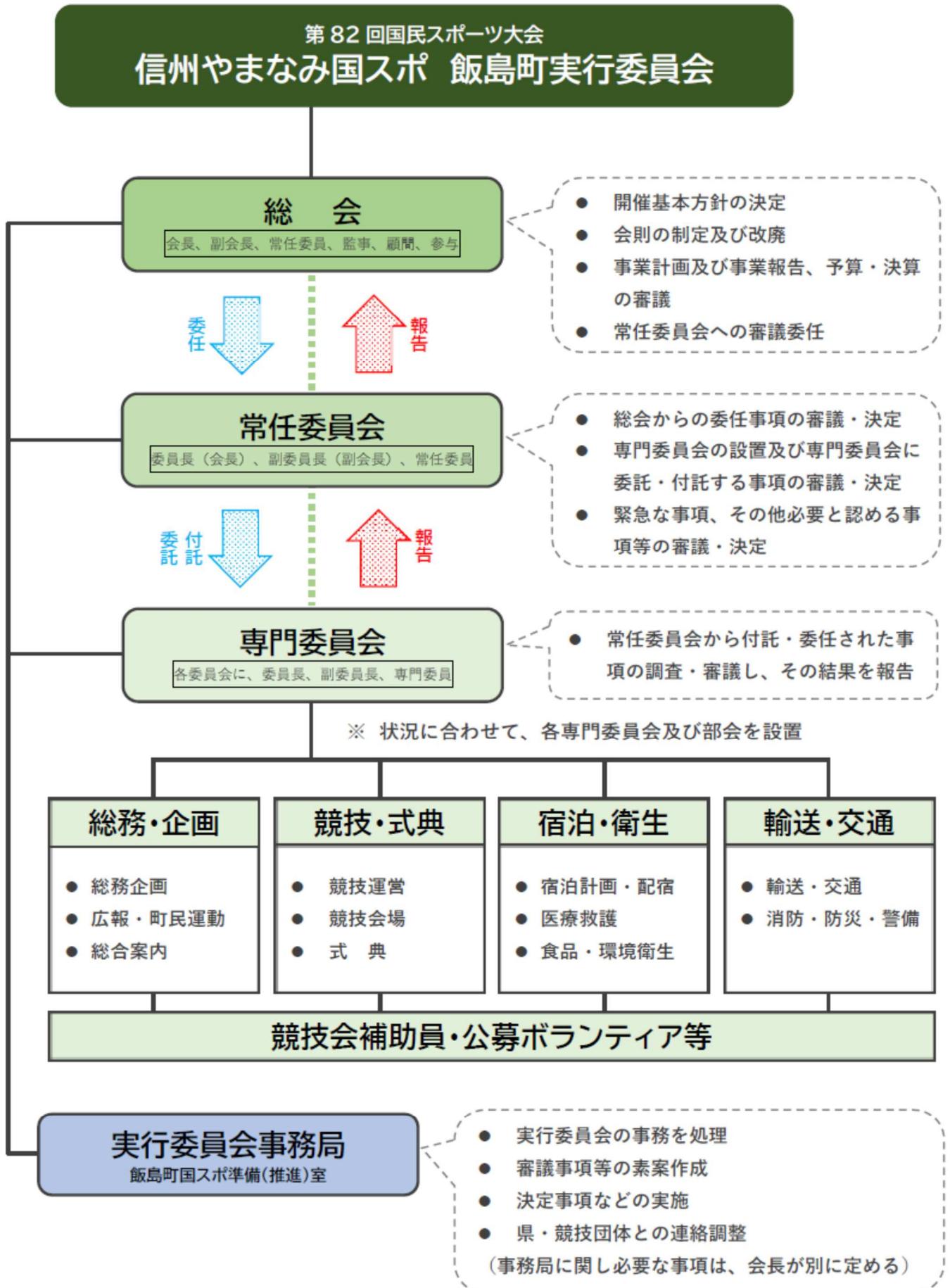
## 第8章 補則

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和7年8月22日から施行する。



第3号議案

信州やまなみ国スポ飯島町実行委員会 委員・役員等(案)

No.	役 職	選出区分	所属機関・団体	所属役職	氏 名
1	会 長	町	飯島町	町 長	唐 澤 隆
2	副会長	町	飯島町	副町長	宮 下 寛
3	副会長	町	飯島町教育委員会	教育長	片 桐 健
4	委 員	町議会	飯島町議会	議 長	宮 脇 寛 行
5	委 員	スポーツ	長野県ホッケー協会	会 長	佐々木 祥 二
6	委 員	医 療	飯島町内医師会・歯科医師会	代 表	野々村 邦 夫
7	委 員	産 業	飯島町商工会	会 長	野 村 肇
8	委 員	産 業	飯島町観光協会	会 長	久保島 巖
9	委 員	スポーツ	飯島町スポーツ推進委員会	会 長	伊 藤 敦
10	委 員	スポーツ	飯島町スポーツ連絡協議会	会 長	井 口 智 世
11	委 員	教 育	飯島町学校長会	代 表	北 澤 克 彦
12	委 員	地 域	飯島町区長会	代 表	村 田 繁 樹
13	委 員	福 祉	飯島町社会福祉協議会	会 長	箕 浦 税 夫
14	委 員	官公庁	上伊那広域消防本部伊南南消防署	会 長	小 林 啓 志
15	委 員	官公庁	駒ヶ根警察署飯島駐在所	所 長	櫻 井 諒
16	委 員	産 業	JA 上伊那飯島支所	所 長	唐 澤 寿 一
17	委 員	報 道	株式会社エコシティー・駒ヶ岳	常務取締役	渋 谷 仁 士
18	監 事	町	飯島町監査委員	代表監査委員	中 村 文 雄
19	監 事	町	飯島町監査委員	監査委員	折 山 誠
20	顧 問	県	長野県議会	議 員	佐々木 祥 二
21	顧 問	県	長野県議会	議 員	清 水 正 康
22	顧 問	県	長野県議会	議 員	垣 内 将 邦

(敬称略)

# 第 1 回 総 会

# 信州やまなみ国スポ飯島町実行委員会

## 第1回総会 次第

### 1. 開 会

### 2. あいさつ

長野県ホッケー協会 会長 佐々木 祥二 様

### 3. 議 事

#### (1) 審議事項

第1号議案 信州やまなみ国スポ飯島町開催基本方針（案）

第2号議案 信州やまなみ国スポ飯島町実行委員会  
令和7年度事業計画（案）

第3号議案 信州やまなみ国スポ飯島町実行委員会  
令和7年度収支予算（案）

第4号議案 信州やまなみ国スポ飯島町実行委員会  
総会から常任委員会への委任事項（案）

#### (2) 報告事項

信州やまなみ国スポ飯島町実行委員会事務局規程について

### 4. その他

### 5. 閉 会

## 信州やまなみ国スポ飯島町開催基本方針(案)

### 1 基本方針

令和10年(2028年)に本県で開催される第82回国民スポーツ大会は、長野県では前回のやまびこ国体からちょうど50年目の節目となる、国内最大のスポーツの祭典です。

本大会の開催により、町民がトップアスリートの競技に身近に触れることにより、スポーツへの関心を高め、本町の「スポーツ推進計画」に掲げる「スポーツでつなげ! 人の輪(和)地域の輪(和)~未来を拓くスポーツの力・価値~」を推進し、本町の豊かな自然や歴史、文化、食など様々な魅力を全国に発信することで、地域の活性化につなげる大会とします。

### 2 実施目標

#### (1) 町民参加・協働による大会

国民スポーツ大会に係る情報発信や啓発活動を積極的に行い、町民参加のもと、県・町・関係団体等、すべての方々が一丸となり、大会の成功を目指します。

#### (2) 生涯スポーツの推進につながる大会

「する」スポーツ・「観る」スポーツ・「支える」スポーツなど、多様なスポーツの関わり方を通して、だれもがいつまでもスポーツに親しむことのできる生涯スポーツの推進につながる大会を目指します。

#### (3) 飯島町の魅力を発信する大会

飯島町の豊かな自然や歴史、文化、食など、魅力ある地域資源を積極的に活用し、全国から訪れる多くの方々を心のこもった“おもてなし”でお迎えするとともに、飯島町の魅力を全国に発信し、地域経済の活性化を図る大会を目指します。

信州やまなみ国スポ飯島町実行委員会  
令和7年度事業計画(案)

- 1 開催準備業務の推進
  - (1) 各種基本計画の策定及び要項作成
  - (2) 県からの各種調査への対応
  - (3) その他競技会の開催準備に係る事項の推進
  
- 2 関係機関及び競技団体との連絡調整
  - (1) 県実行委員会との連絡調整
  - (2) 競技団体及び共催市等との連絡調整
  
- 3 先催地への開催準備に係る調査・研究
  - (1) 第79回国民スポーツ大会（わた SHIGA 輝く国スポ・全障スポ 2025）の視察
  - (2) 第79回国民スポーツ大会（わた SHIGA 輝く国スポ・全障スポ 2025）事業概要説明会への出席
  - (3) 先催地の開催・準備状況の情報収集及び調査研究等

第3号議案

信州やまなみ国スポ飯島町実行委員会  
令和7年度収支予算(案)

1 収入

(単位:千円)

科 目	予算額	説 明
負 担 金	1,000	飯島町負担金
雑 収 入	1	預金利子
合 計	1,001	

2 支出

(単位:千円)

科 目	予算額	説 明
総 務 費	100	
会 議 費	50	総会、常任委員会開催経費
事 務 局 費	50	事務用品・郵便切手・振込手数料等
開 催 準 備 費	850	
調 査 費	250	滋賀県国スポ視察
広 報 啓 発 費	600	啓発用物品等 (PR・啓発グッズ等)
予 備 費	51	
合 計	1,001	

## 第4号議案

### 信州やまなみ国スポ飯島町実行委員会 総会から常任委員会への委任事項(案)

信州やまなみ国スポ飯島町実行委員会会則第12条第4項第5号の規定に基づく、総会から常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 大会開催に関する事業計画書及び企画運営に関すること
- 2 競技会場並びに競技運営および式典に関すること
- 3 宿泊及び医療衛生に関すること
- 4 輸送、交通、警備及び消防に関すること
- 5 広報及び町民運動に関すること
- 6 その他会務に必要な事項に関すること

## 信州やまなみ国スポ飯島町実行委員会事務局規程

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この規程は、信州やまなみ国スポ飯島町実行委員会会則（令和7年8月22日総会議決。以下「会則」という。）第16条第2項の規定に基づき、信州やまなみ国スポ飯島町実行委員会（以下「実行委員会」という。）の事務局の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 事務局

#### (設置)

第2条 実行委員会の事務局（以下「事務局」という。）は、飯島町教育委員会事務局内に置く。

#### (所掌事務)

第3条 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 会則第3条各号に規定する事項の事務処理に関すること。
- (2) 実行委員会の組織、人事、服務等に関すること。
- (3) 実行委員会の会議の開催運営に関すること。
- (4) 実行委員会の事業計画及び事業報告に関すること。
- (5) 実行委員会の予算、決算及び監査に関すること。
- (6) その他、実行委員会の運営に関し必要な事項に関すること。

#### (職員)

第4条 事務局に別表第1の左欄に掲げる職員を置き、同表の右欄に掲げる飯島町職員をもつて充てる。

- 2 前項の職員のほか、必要に応じ事務局に会計年度職員等を置くことができる。
- 3 前2項の職員（以下「職員」という。）は、実行委員会会長（以下「会長」という。）が任免する。

#### (職務)

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を総括する。

- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 事務局員は、所管事務に従事する。

#### (服務)

第6条 職員の服務については、飯島町職員服務規程（昭和50年飯島町訓令第3号）の例による。

### 第3章 決裁

#### (決裁事項)

第7条 会長の決裁事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会及び常任委員会の招集に関すること。
- (2) 総会及び常任委員会に付すべき事項に関すること。
- (3) 実行委員会の委員、役員、顧問及び参与（以下「委員等」という。）の委嘱に関すること。
- (4) 実行委員会の規程等の制定改廃に関すること。
- (5) その他特に重要又は異例であると認められる事項に関すること。

#### (専決事項)

第8条 事務局長及び事務局次長は、次の各号に掲げる事項について専決する。

- (1) 実行委員会の通常事業の実施に関すること。
  - (2) 軽易な照会、回答、申請、届出、報告等に関すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、特に重要又は異例であると認められる事項については、会長の決裁を受けなければならない。

#### (代決)

第9条 会長が不在のときは、会長があらかじめ指名する副会長が代決することができる。

### 第4章 文書の取扱い

#### (文書の記号番号等)

第10条 文書には、記号及び番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書については、この限りでない。

- 2 文書の記号は、「国ス飯実」とする。
- 3 文書の番号は、会計年度ごとの一連番号とする。

#### (文書の保存)

第11条 施行を完了した文書は、事務局において編さんし、事務局長が別に定める期間保存しなければならない。

- 2 会則第20条の規定により実行委員会が解散したときは、保存文書は飯島町教育委員会事務局へ引き継ぐものとする。

#### (準用)

第12条 この章に定めるもののほか、文書の取扱いについては、飯島町文書規程（平成14年飯島町訓令第7号）の例による。

### 第5章 公印

#### (公印)

第13条 実行委員会の公印は、別表第2のとおりとする。

- 2 前項の公印は、事務局長が管理する。

#### (準用)

第14条 この章に定めるもののほか、公印の取扱いについては、飯島町公印規程（平成21年飯島町規則第18号）の例による。

## 第6章 財務

### (旅費及び費用弁償)

第15条 職員が職務のために旅行したときは、旅費を支給する。

- 2 前項の規定による旅費の額及びその支給方法については、飯島町一般職の職員の旅費に関する条例（昭和31年飯島町条例第6号）の例による。
- 3 実行委員会の委員等が会務のため旅行したときは、その旅費について費用弁償することができる。ただし、会則第10条に規定する会議の出席に要する経費については、この限りでない。
- 4 前項において、費用弁償の額及びその支給方法については、飯島町の特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例（昭和31年飯島町条例第5号）の例による。
- 5 前2項の規定に関わらず、緊急の場合又はその例により難しいものについては、事務局長が別に定めるところによることができる。

### (予算)

第16条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

- 2 事務局長は、予算の議決後に生じた理由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

### (決算)

第17条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調製し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

- 2 会則第18条の規定により監査を受けるときは、収支決算書その他の証拠書類を監事に提出しなければならない。

### (出納員)

第18条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。

- 2 出納員は、事務局長が事務局員のうちからあらかじめ指名した職員をもって充てる。

### (金融機関の指定)

第19条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通じて行うものとする。

### (準用)

第20条 この章に定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他の財務に関する事項については、飯島町財務規則（平成21年飯島町規則第18号）その他の飯島町の財務に関する規則等の例による。

## 第7章 補則

### (委任)

第21条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長の承認を得て事務局長が別に定める。

## 附 則

この規程は、令和7年8月22日から施行する。

別表第1（第4条関係）

事務局長	飯島町教育委員会 教育次長
事務局次長	飯島町教育委員会 生涯学習係 国スポ準備室長
事務局職員	飯島町教育委員会 生涯学習係 国スポ準備室職員

別表第2（第13条関係）

名 称	形 状	大 き さ	書 体	用 途
信州やまなみ国スポ 飯島町実行委員会会長之印	正方形	24mm	てん書体	会長名をもつ てする文書